

指定管理施設の将来の修繕等に備えた対応

1 登米市の財政と指定管理施設の状況

本市の財政が極めて厳しい状況に置かれている中において、公共施設の維持管理費をいかにして捻出していくかが、喫緊の課題となっています。指定管理施設においては、平成30年度の指定管理料の総額が約10億4千万円、施設修繕費用は約4億円、維持管理費の総額は14.4億円にのぼります。一方、利用料金は約2億3千万円となっており、今後、施設の老朽化に伴う大規模修繕等への対応が困難になることが見込まれています。そのため、施設の維持管理費の大半を施設を利用していない方の税負担により支えられている状態となっています。このことから、収益事業を行っている物販施設等(産直施設、道の駅など)の利益の一部を当該施設の修繕等に充てる仕組みを導入することとしたものです。

2 指定管理料上限額積算時における施設管理経費への充当額の考え方

令和2年度以降に指定管理者の指定手続きを取る物販施設等(産直施設、道の駅など)については、収益事業利益の30%を指定管理業務における収入として見込み、指定管理料上限額を積算することとします。また、積算の際に収入として見込んだ金額と同額を将来の施設修繕に備え、市が基金に積立てを行い、積立てた施設の修繕等に活用させていただきます。

【例】

項目	指定管理業務の収支					収益事業の収支			施設管理経費への充当額 ③ (⑨×充当率)		
	収入				支出 ⑤	収支 ⑥ (④-⑤)	収入 ⑦	支出 ⑧		利益 ⑨ (⑦-⑧)	
	指定管理料 ①	利用料金 ②	収益事業利益からの充当金 ③	合計 ④ (①+②+③)							
見直し前の積算の考え方	1,000,000	100,000	0	1,100,000	1,100,000	0	2,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0
見直し後の積算の考え方 (充当率30%)	700,000	100,000	300,000	1,100,000	1,100,000	0	2,000,000	1,000,000	1,000,000	0	300,000

本来、指定管理料の一部として必要であった金額(当該金額を市が修繕基金に積立)

指定管理料上限額を積算する際に、収益事業の利益を収入として見込むことで、指定管理料上限額を減額します。

3 納付金の考え方

2の積算方法により指定管理料上限額を積算した結果が0円となる場合が考えられます。このような施設においては、公募時に応募者から納付率30%を下限に提案いただきます。応募者から提案された率に応じて計算した金額が施設管理経費への充当額を超える場合は、その差額を市に納付していただきます。当該納付金は、将来の施設修繕に備え、市が基金に積立てを行い、積立てた施設の修繕等に活用させていただきます。

※納付金 = 収益事業利益×納付率(30%を下限に提案された率) - 施設管理経費への充当額 (マイナスとなる場合、納付は不要)

【例】

項目	指定管理業務の収支					収益事業の収支			(単位:円)			
	収入				支出 ⑤	収支 ⑥ (④-⑤)	収入 ⑦	支出 ⑧	利益 ⑨ (⑦-⑧)	納付金の上限額 ⑩ (⑨×納付率)	施設管理経費への充当額 ⑪ (③と同額)	納付金額 ⑫ (⑩-⑪)
	指定管理料 ①	利用料金 ②	収益事業利益からの充当金 ③	合計 ④ (①+②+③)								
従来積算方法	4,000,000	100,000	0	4,100,000	4,100,000	0	30,000,000	10,000,000	20,000,000	0	0	0
納付金制度適用を適用した積算方法(納付率30%)	0	100,000	4,000,000	4,100,000	4,100,000	0	30,000,000	10,000,000	20,000,000	6,000,000	4,000,000	2,000,000

本来、指定管理料として必要であった金額(当該金額についても納付金額と同様に市が修繕基金に積立)